

# 南相馬土地改良区定款

# 南相馬土地改良区定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この土地改良区は農業生産の基盤整備及び開発を計り、以って農業生産性の向上、農業総生産の増大、農業水利の改善及び農業構造の改善に資するをもって目的とする。

### (名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は「南相馬土地改良区」という。

2 この土地改良区の認可番号は福第538号である。

### (地区)

第3条 この土地改良区の地区は、別表に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く）とする。

### (事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより次に掲げる土地改良事業を行う。

(1) 地区内における農業用排水施設、灌漑施設の新設、改修並びに維持管理。

(2) 地区内における区画整理。

(3) 地区内における農道の新設、改修及び維持管理。

(4) 地区内における農用地の保全又は造成。

(5) 地区内における災害復旧。

2 この土地改良区は県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託された場合はこれを受託する。

3 この土地改良区は県営土地改良事業に係る換地業務を委託された場合はこれを受託する。

4 この土地改良区は市営土地改良事業に係る換地業務を委託された場合はこれを受託する。

5 この土地改良区は、第1項第3号の事業に付帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

6 この土地改良区は、第1項第1号の事業に付帯し、その事業を害しない範囲内で多面的機能支払制度に係る活動組織に参画し、保全向上活動を行う。

7 この土地改良区は、前項の事業を行うに当たり、当該活動組織からその事務を委託された場合は、これを受託する。

8 この土地改良区は農地中間管理機構から事業委託された場合は、これを受託する。

9 この土地改良区は第1項第1号の事業に付帯して、その事業を害しない範囲内で発電事業を行う。

### (事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地におく。

### (公告)

第6条 この土地改良区の公告は南相馬市役所掲示場及び飯舘村役場掲示場に掲示してこれを行う。

2 前項の公告の内容は必要があるときは書面をもって組合員に通知し、又は福島民報新聞及び福島民友新聞に掲載するものとする。

## 第2章 会議

### (総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

### (総代の定数)

第8条 総代の定数は、40人とする。

### (総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

### (総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項だたし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項だたし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

### (総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

### (通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は毎事業年度1回2月あるいは3月とする。

### (組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事長は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

### (決議方法の特例等)

第14条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定変更、土地改良法第85条の3第1項若しくは第6項の規定による申請、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更、廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施をすることが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを決議することができる。

第15条 経費の收支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は経常経費の收支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り総代の3分の1以上が出席しその議決権の過半数で決することができる。

### (議長)

第16条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

## 第3章 役員

### (総会)

第17条 第13条から前条までの規定は、総会について準用する。

### (役員の定数)

第18条 この土地改良区の役員定数は理事13人及び監事3人とする。

2 前項の理事定数のうち、8人は、組合員であつて耕作又は養畜の業務を営む者（組合

員である法人の業務を執行する役員を含む。)とする。

3 第1項の理事定数のうち、2人は組合員でない者とする。

4 第1項の監事定数のうち、2人は組合員とし、1人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員の選任)

第19条 役員は総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか役員の選任に関し必要な事項は付属役員選任規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第20条 理事は理事長1人及び副理事長2人を互選するものとする。

第21条 理事長はこの土地改良区を代表し理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ副理事長の互選によって定められた順位に従い、その職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事はあらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い理事長、副理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長、副理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第22条 この土地改良区の事務は理事の過半数により決するものとする。但し規約の定めるところにより軽易な業務については理事長の決するところによる。

(監事の業務)

第23条 監事は少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査しその結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第24条 役員の任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び法第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による決議の取消しによる選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が役員の全員にかかるときはその任期は前項ただし書の規定にかかわらず4年としその就任の日から起算する。

(役員の失職)

第25条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときはその職を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)第31条第1項各号に該当する者となり、又は農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年6月6日法律第39号)による改正前の農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)第42条第1項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間ににおいて、組合員でない役員となることができる。

## 第4章 経費の分担

(経費分担基準)

第26条 この土地改良区は運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は予算の定めるところにより、地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。ただし換地処分の公告のあった後においては当該換地処分に係る換地計画において定められた換地地積(雑種地を除く)に比例して賦課する。また、畠地単価については田地の2分の1とする。

2 第4条第1項第1号、第3号、第4号、第5号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は予算の定めるところにより、当該事業の施行にかかる土地につき地積割に賦課する。

3 第4条第1項第2号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は予算の定めるところにより当該事業の施行に係る土地につき地積割に比例して賦課する。但し換地処分の公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地地積に比例して賦課する。

(負担金及び分担金)

第27条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の負担金に充てるため賦課金は当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第28条 前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は総代会で決める。

(夫役の履行)

第29条 夫役を賦課されたものはその便宜に従い本人自らこれにあたり又は代人をもつてこれを履行することができる。

2 前項の規定による夫役については、金銭を持って代えることができる。

(特別徴収金)

第30条 法第36条の3の規定に基づく特別賦課金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第31条 この土地改良区は法第91条の2の規定に基づき県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第32条 法第39条の規定に基づく督促はこの納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(延滞金及び過怠金)

第33条 第26条、第27条、第30条、第31条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は納期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて、滞納額につき特例基準割合（注）に年7.3%の割合を加算した割合、ただし当該納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間については、特例基準割合に年1%を加算した割合（上限は年7.3%）で計算した額の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料200円を過怠金として徴収する。

(注) 特例基準割合

財務大臣が告示する率（貸出約定平均金利）に、1%を加算した割合。ただし、特例基準割合が、年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%の割合とする。

2 前項の滞納額又は過怠金を南相馬市が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

## 第5章 雜 則

### (委員会)

第34条 この土地改良区の事業の運営を公正且適切に行うため、規約の定めるところにより理事の執行補助機関として委員会を置く。

### (加入金)

第35条 この土地改良区の地区に新たに編入される土地があるときはその土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は 10 アールに付き 1 万円の範囲内において総代会の議決で定める。

第36条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮精算金及び換地計画において定める精算金については第31条の規定を準用する。

### (基本財産)

第37条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理、処分に関しては規約で定める。

### (財産分配の制限)

第38条 この土地改良区の財産については解散（合併の場合を除く）のときでなければ組合員に分配することができない。

### (事業年度)

第39条 この土地改良区の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。

### (電磁的方法)

第40条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

### (委任)

第41条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

[定款附属書] 南相馬土地改良区総代選挙規程

[定款附属書] 南相馬土地改良区役員選任規程

附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農林第313号昭和54年3月15日）から施行する。

附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農林第314-27号昭和56年3月28日）から施行する。

附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農林第454-17号昭和56年6月6日）から施行する。

附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農林第454-52号昭和57年4月2日）から施行する。

附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農林第443-22号昭和58年8月18日）から施行する。

附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農林第402-33号昭和59年9月25日）から施行する。

- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農林第 272 - 12 号昭和 60 年 5 月 16 日）から施行する。
- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農林第 10 - 15 号昭和 61 年 4 月 14 日）から施行する。
- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農林第 10 - 44 号昭和 61 年 8 月 8 日）から施行する。
- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農林第 10 - 52 号昭和 61 年 9 月 22 日）から施行する。
- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農計第 265 - 12 号平成 7 年 7 月 27 日）から施行する。
- 附 則 1 この定款は知事が認可した日（福島県指令農計第 191 - 37 号平成 10 年 3 月 30 日）から施行する。  
2 この定款による改正後の延滞金及び過怠金の規定は、この定款の施行の日以後に発する延滞金から適用し同日前に発した延滞金についてはなお従前の例による。
- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農計第 149 - 8 号平成 11 年 7 月 21 日）から施行する。
- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農計第 112 - 25 号平成 13 年 3 月 29 日）から施行する。
- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農計第 145 - 10 号平成 13 年 10 月 4 日）から施行する。
- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農計第 190 - 2 号平成 14 年 4 月 15 日から施行する。
- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農整第 1113 号平成 18 年 1 月 4 日）から施行する。
- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農整第 304 号平成 19 年 7 月 6 日）から施行する。
- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農整第 1134 号平成 20 年 7 月 31 日）から施行する。
- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農整第 3812 号平成 22 年 4 月 1 日）から施行する。
- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農整第 413 号平成 22 年 12 月 21 日）から施行する。
- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農整第 767 号平成 23 年 6 月 20 日）から施行する。
- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農整第 562 号 平成 25 年 8 月 9 日）から施行する。
- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農整第 169 号 平成 26 年 4 月 28 日）から施行する。
- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農整第 1321 号 平成 26 年 12 月 24 日）から施行する。
- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農整第 297 号 平成 27 年 5 月 18 日）から施行する。
- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農整第 436 号 平成 28 年 6 月 28 日）から施行する。

- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農整第 660 号 令和元年 7 月 23 日）  
から施行する。
- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農整第 808 号 令和 2 年 8 月 18 日）  
から施行する。
- 附 則 この定款は知事が認可した日（福島県指令農整第 号 令和 6 年 月 日）  
から施行する。